

任意団体 循環する地域づくり研究所 会則

(名 称)

第1条 この会は、循環する地域づくり研究所という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を山口県山口市内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、21世紀に生きる私たちは、自然の摂理である物質の循環を前提に課題の解決に当たらなければならないという前提に立ち、“循環する地域づくり”をテーマに、会員がインターネットを使って自由に情報を交換することにより、循環する地域づくりを進めることを目的とする。

(活 動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) インターネットを使った自由な情報交換
- (2) 循環する地域づくりに関する調査・研究活動
- (3) 循環する地域づくりに関する人材の発掘及び人材の育成
- (4) 各分野の団体との交流・連携
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第5条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1) 研究員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) サポート会員 前号に掲げる者を除き、この会の実施する活動に参画又はこの会を支援することを目的して入会する個人

(入 会)

第6条 研究員として入会しようとするものは、会が別に定める研究員登録票により、会に申し込むものとする。

(退 会)

第7条 会員は、会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(会則の変更)

第8条 この会は、研究員の申し出により、会則を変更することができる。

付 則

- 1 この会則は、この平成27年4月15日から施行する。